

# 地銀資本規制 適用を延期

## 金融庁、コロナ対応優先

金融庁は地域金融機関向けの新たな資本規制の適用を1年遅らせて2025年3月とする方針を固めた。08年のリーマン・ショックを受けた際規制「バーゼル3」の総仕上げにあたるが、新型コロナウイルス禍で苦境に陥った取引先への支援を優先させる。債権管理の計算方法を変えるなどシステムの対応が必要で、経営資源が限られる小規模な金融機関からコロナ禍での適用を不安視する声があった。

新たな資本規制は自己資本比率の算出に使うリスク資産の計算法

新規制の主な変更点 自己資本比率の算出に使うリスク資産の計算法	
地域金融機関への適用：2025年3月 国際統一基準行への適用：23年3月	
中堅・中小企業向け融資	100%→85%
株式	100%→250% (5年間の段階適用)
劣後債	100%→150%
住宅ローン	担保による保全が高い 債権は軽減

(注) 資産の実額に掛け目をかけて計算する

新規制は自己資本比率を計算する際、保有株式の損失リスクを重く見積もる。地銀などの株保有が厳しくなる内容だった。欧州連合(EU)が規制の適用時期先送りで調整に入つて判断した。バーゼル規制は日本銀行監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会がつくった本規制だ。金融庁は9月に国内向けの告示案を公表。メガバンクなど国際

本規制に対する自己資本規制だ。銀行は危機時などの損失に備え、株式などリスクがある資産に対する自己資本の比率を一定水準

的に活動する銀行は23年3月、地方銀行や信用金庫、信用組合などは24年3月の導入としていた。地域金融機関に対してはもともと、バーゼル委員会が定めた期限を2・5倍に、中堅・中

小企業向け債権(無格付け)は逆に評価を15%引き下げるようとした。バーゼル3はもとも

以上に保つ必要がある。

この自己資本比率の計算

式で、株式のリスク評価

を2・5倍に、中堅・中

小企業向け債権(無格付

け)は逆に評価を15%引

き下げるようとした。

バーゼル3はもとも

以上の必要がある見

通し、株式のリスク評価

は5年かけて段階的に引

き上がるものの、地域金

融機関が自己資本の毀損

を懸念して取引への資

本支援に及び腰になるこ

とを防ぐ意味合いもあ

る。

EUの欧州委員会が10

月、25年に新規制を導入

する方針を示し、意見聴

取の手続きに入った。英

国や米国などは態度を表

明していないものの、「さ

らなる延期が広がる可能

性がある」(金融庁幹部)

として、地域金融に限つ

て新規制の適用を先送り

した。

と、22年3月の適用で国際的に合意していた。コロナ禍で世界的に銀行による資金繰り支援への要請が強まつたため、1年遅らせた経緯がある。導入に向けたルール作りは各の当局に委ねられており、さらに後ろ倒しする。今後は借り入れが増え、財務体質が悪化した企業に資本性の資金を注入する必要性が高まる見通し。株式のリスク評価式で、株式のリスク評価を2・5倍に、中堅・中

小企業向け債権(無格付

け)は逆に評価を15%引き下げるようとした。